

2 新庁舎に導入する「機能」について

(1) 新庁舎における組織体制（部局・課）の基本的な考え方

新庁舎に配置を予定している組織（部局・課）は、市民の利便性の向上と効率的な行政運営が展開できることを踏まえ、“ワン部局ワンフロア”を基本に部局毎の整備方針を次のとおり整理する。

組織については、平成26年4月1日時点の部署を基準とする。

部局	課	部局の基本的な考え方	職員数 (特別職含)
総務部	総務課（防災対策室） 企画課 秘書課 人事課 情報管理課 水資源対策課	<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞現体制（6課10係1室）で新庁舎に移行する。 ☞ワン部局ワンフロアを基本とするが、来庁者の利便性や業務の特殊性を考慮し、秘書課秘書係（市長室・公室・副市長室）は、個別（個室等）の対応とする。 ☞秘書課広報広聴係は、市民が利用しやすい低層階に配置する。 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞時代のニーズに対応した組織・機構に対応できるよう、パーティションを活用するなど、フレキシブルな執務空間とする。 ☞事務室内に部外者を入室させずにすむように、執務スペースに隣接した「応接スペース、ミーティングブース」の設置 ☞総務課：重要な行政文書を保管する書庫が市内に分散しており、危機管理上問題があるため、書庫スペースの確保 ☞企画課：作業の効率化のため、統計係と同じフロアに「作業スペース」を配置する。 ☞秘書課：決裁待ちの職員と来客が一緒にならないような配置と接待用茶器スペースの確保 ☞情報管理課：サーバ室は2階以上のフロアに設置（鹿沼市セキュリティポリシー）し、執務スペースとの隣接が必要である。 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞総務課：印刷室・放送室・総合案内スペース・文書発送收受スペース・文書等配付スペース（庁 	53人 (市長・副市長・部長含)

		<p>内)・市政情報コーナー・告示用掲示板設置スペース・情報公開、個人情報開示スペース(個室)・法務局証明窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞防災対策室：災害対策本部会議室(平時は会議室)・防災関連機器設置スペース・防災倉庫・備蓄倉庫・避難スペース(ホール兼) ☞企画課：統計調査室(常設作業スペース) ☞秘書課：かぬまPRコーナー・広報紙掲示板・控室(会議室兼)・湯茶スペース ☞人事課：研修室・相談室(人事面談等)・保健室・運転手控え室・仮眠室(シャワー付)・売店 ☞情報管理課：サーバ室・パソコン再設定作業スペース <p>.....</p> <p>【共用スペース等のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞1階フロアに観光案内スペースの設置 ☞事務室内に部外者を入室させずにすむように、執務スペースに隣接した「応接スペース、ミーティングブース」の設置 ☞職員が昼食をとるための「ランチルーム」の確保 ☞「ロッカー及びロッカールーム」の確保 ☞資材運搬のため、「業務用エレベーター」の設置 ☞「ATM」の設置(配置には留意すること) ☞パソコンの盗難や情報漏えいを防止するため、事務室は施錠できる構造とし、1階等のオープンフロアもシャッター等により、休日・夜間に外部の者が事務室に入れなくする。 ☞フロアごとに「倉庫」の配置 ☞市民の「待ち合わせスペース(兼)」の設置 	
<p>財務部</p>	<p>財政課 財産管理課 税務課 納税課 契約検査課</p>	<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞現体制(6課12係)で新庁舎に移行する。 ☞ワン部局ワンフロアを基本とするが、来庁者の利便性を考慮し、「税務課・納税課」は、業務が関連する保険年金課や介護保健課と連携しやすい配置とする。 ☞財産管理課は、施設管理や警備の関係で低層階への配置とする。 ☞契約検査課は、業務上通行や出入制限があるため、個室対応とする。 	<p>84人 (部長含)</p>

		<p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞バックオフィス方式とし、窓口から机上の状態が見えない形態を確保する。 ☞財政課：執務スペースに予算査定など資料整理のための作業スペースの確保 ☞財産管理課：市民と打ち合わせをする打合せスペースの確保 ☞税務課：執務スペースにランチスペース（休憩）と図面が閲覧できるスペースの確保 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞財産管理課：庁舎管理のための「道具・資材倉庫」・「警備室（日直スペース兼）」 ☞税務課：封入封函作業を行うワンフロアの「作業スペース」 ☞納税課：納税相談室 ☞契約検査課：入札室（入札関係書庫兼） <p>.....</p> <p>【共用スペース等のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞各フロアに「書庫・倉庫」の設置 ☞「ロッカー及びロッカールーム」の確保 ☞鹿沼ブランド（木工芸等）の展示コーナー（PR）の設置 	
<p>市民部</p>	<p>生活課 市民活動支援課 市民課 人権推進課 保険年金課</p>	<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞現体制（5課10係）で新庁舎に移行する。 ☞ワン部局ワンフロアを基本とするが、人権推進課・市民活動支援課・生活課は、別階フロアとする。 ☞市民の利便性を考慮し、窓口部門を所管する担当課は1階フロアを基本とし、その他の課は低層階とする。 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞バックオフィス方式とし、窓口スペースとの間にパーティション等による間仕切りが必要である。 …執務スペースと窓口スペースとのエリア区分 ☞窓口「ローカウンター」の設置 …防犯用ガラス・隣の窓口との間仕切りの設置 …カウンターの高低は要調整 	<p>73人 (部長含)</p>

		<p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞相談室（1階2室、2階5室）の設置 <ul style="list-style-type: none"> …市民課と保険年金課の共用相談室として2室を1階に配置 …市民相談、人権相談、消費生活相談で使用する5室を2階に配置 ☞総合窓口の設置及び市民課前に「フロアマネージャー（案内人）」の配置 ☞食事や休憩する「ランチルーム」の設置 ☞市民課：戸籍関係等の重要保存文書用の「耐火書庫」の設置 ☞市民活動支援課：プライバシーに配慮した自治連等各種団体との「打合せ室」の設置 <p>.....</p> <p>【共用スペース等のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞来客用の「待合スペース」の設置 ☞窓口ワンストップサービスに伴う「法務局証明窓口」の配置 ☞1階フロアに「売店」の設置 ☞待合ロビーに来庁者に情報等を表示できる「ディスプレイ」の設置 ☞1階フロアに税金等「収納窓口」の設置 ☞窓口付近に「キッズスペース」の設置 ☞荷物用の「エレベーター」及び搬入搬出用の出入り口の設置 ☞各フロアに「共有会議室」及び共用「倉庫」の設置 	
<p>保健福祉部</p>	<p>厚生課 こども支援課 (家庭こども相談室) 障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課 健康課</p>	<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞現体制（6課13係1室）で新庁舎に移行する。 ☞ワン部局ワンフロアを基本とし、現在、市民情報センターに配置されている「健康課」は、庁内関係部課と十分な連携を図るため、本庁配置とする。 (乳幼児健診や各乳幼児教室、がん検診等の各種健診等の事業は市民情報センターで引き続き実施する) ☞市民の利便性や市民課との連携などを考慮し、1階フロアに配置する。 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞バックオフィス方式とし、各執務スペースに「打合せスペース」や「休憩スペース（ランチスパー 	<p>126人 (部長含)</p>

		<p>ス)」の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞窓口相談者の目的に合わせた「相談室」を執務スペースに隣接した配置（生活保護・介護・健康等） ☞「相談室」は、プライバシーが確保できる仕様とする。 ☞窓口は、広いカウンターとし間仕切りを設置する。 ☞厚生課：総務係用の「窓口カウンター」・日赤社資募集など現金を保管するスペース（施錠）の確保 ☞こども支援課：子供を連れての来庁者が多いため、部屋ではなく仕切りのある「面接スペース（8区分）」・医療費助成申請書等や貸出用チャイルドシート「保管スペース」の確保 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞家庭こども相談室：「相談室」（導線に配慮必須） ☞介護保険課：「介護認定審査会室」 <p>.....</p> <p>【共用スペース等のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞来庁者に対する案内機能の設置（総合案内窓口等） ☞給湯設備付の「授乳室」の設置 ☞昼食及び休憩ができる「ランチルーム」の設置 ☞具合が悪くなった場合の「保健室」の設置 ☞災害等発生時の「待機スペース（夜間）」の設置 ☞「更衣ロッカー室」や「シャワー室」の設置 	
<p>経済部</p>	<p>産業振興課 （産業誘致推進室） 観光交流課 農政課 林政課</p>	<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞現体制（4課10係1室）で新庁舎に移行する。 ☞ワン部局ワンフロアを基本とする。 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞バックオフィス方式とし、各課の執務スペースに窓口カウンター及び来客用待合空間の設置 ☞プライバシーに配慮した来客用の「相談スペース」の設置 …パーティションで仕切る5つのスペースの配置 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞PR用品やイベント用品を管理する「倉庫」の確保 …搬入搬出用の業務用エレベーターや出入り口の配置 ☞1階フロアに「産業・観光情報コーナー」の設置 …鹿沼ブランド品やPRグッズの展示・販売及び観光の情報発信 	<p>47人 (部長含)</p>

		<p>【共用スペース等のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞各フロアに「書庫」の設置 ☞庁舎内外にデジタルサイネージ（電子看板）の設置 ☞職員が昼食をとるための「ランチルーム」の設置 ☞各階に「更衣室及びロッカー」の設置 ☞休憩スペースに「シャワー室」の設置 	
<p>都市建設部</p>	<p>都市計画課 土木課 道路維持課 区画整理課 建築課 建築指導課</p>	<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞現体制（6課13係）で新庁舎に移行する。 ☞ワン部局ワンフロアを基本とするが、道路維持課維持班（9人）は、業務上の作業導線を考慮し、低層階フロアの個別（個室等）の対応とする。 ☞新鹿沼駅西土地区画整理事務所は、事業が完了しない見込みであるため、新庁舎には集約しないこととする。 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞バックオフィス方式とし、各課の執務スペースに窓口カウンター及び来客用待合空間の設置 ☞図面の閲覧等打合せ用スペース（職員・業者用）の確保 ☞道路維持課：プライバシーに配慮した来客用の「相談スペース（境界確認等クレーム対応）」の確保 ☞建築課：プライバシーに配慮した来客用の「相談スペース（市営住宅等）」の確保 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞工事等の件数が多いため「部内入札室」の設置 ☞測量用器材及び小修繕資材用の「保管倉庫」（新庁舎の建物外で、敷地内倉庫） ☞都市計画課：許認可関係図書等の「保管スペース」の確保 ☞建築指導課：許認可関係図書等の「保管スペース」の確保 ☞道路維持課：境界協定書及び諸証明等の「保管スペース」の確保 <p>.....</p> <p>【共用スペース等のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞「更衣ロッカー室（シャワー室含）」の設置 	<p>71人 (部長含)</p>

<p>会計管理者</p>	<p>会 計 課</p>	<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞現体制（審査係・出納係）で新庁舎に移行する。 ☞公金収納に関わる窓口を有する。 ☞指定金融機関の窓口と一体化 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞支払窓口があるため、「低層階」に配置 ☞オープンフロアで対応可能（バックオフィス方式で、窓口からの視線を遮断するような機能設定） ☞ワンストップ窓口でなく、導線を短く別窓口で配置 ☞執務空間に課内会議や来客対応ができる「共有スペース」が必要である。 ☞事務スペースの固定化を廃止し、係ごとのテーブル共有化 ☞事務用機器（製本機・プリンター・コピー機）を設置するスペースが必要である。 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞公金収納のための「耐火金庫」（埋め込み式暗証番号付き金庫：w100cmXH150cmXD60cm）の設置 ☞支出命令等帳票を保管保存するための「書庫」の設置 ☞コピー用紙、封筒を一括保管する「倉庫」の設置（業者保管による約2か月ごとの業者搬入等有） <p>.....</p> <p>【共用スペース等のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞庁舎内に「ATM」の設置 ☞同一フロアに会議や応接の共有スペースの設置 ☞窓口を持つ部署の職員が、福利厚生室で昼食や休憩ができるスペースの確保。 ☞庁舎内に隔離した「喫煙室」の設置。 ☞災害対策時の庁舎内「待機室」や「シャワールーム」の確保 	<p>9人</p>
<p>教育委員会</p>	<p>教育総務課 学校教育課</p>	<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞現体制（2課4係）で新庁舎に移行する。 ☞ワン部局ワンフロアを基本とするが、スポーツ振興課（フォレストアリーナ）及び文化課（市民文化センター）、生涯学習課（市民情報センター）は、新庁舎に集約しなく、現状のとおりとする。 ☞業務の特殊性を考慮し、教育長室は、個別（個室 	<p>43人 (教育長・次長含)</p>

		<p>等)の対応とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 窓口連携において、教育総務課及び学校教育課は、「こども支援課」との近接配置が必要である。 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ バックオフィス方式とし、各課の執務スペースに窓口カウンター及び来客用待合空間の設置 ☞ 執務スペースに「打合せ・作業スペース」の確保 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 学校教育課：プライバシーに配慮した「相談室」の設置 <p>.....</p> <p>【共用スペース等のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 1フロアに集約して「共有会議室」の設置 ☞ 急病人等の対応ができる「休憩室」の設置 ☞ 更衣室（ロッカールーム）の設置 ☞ 1階フロアに「売店」の設置 	
<p>議会事務局</p>		<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 現体制（庶務係・議事係）で新庁舎に移行する。 ☞ オープンフロアではなく、「個室」対応とする。 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 執務スペース（個室）と議場は同一フロアとする。 ☞ 執務スペースと一体化した「正副議長室（1室）」の設置（執務室内から正副議長室へのアプローチを可能とする） ☞ 本会議の際の「執行部控室スペース」の設置 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 地方自治法に基づく「図書室」の設置 ☞ 議場（傍聴席：60席・記録室含む） <ul style="list-style-type: none"> …「車いす」対応（スロープ設置）とする。 ☞ 常任委員会室（全議員会議対応） <ul style="list-style-type: none"> …分割し2つの委員会の同時開催を可能とする。 ☞ 会派の人数変更に対応し、可動間仕切りができる「議員控室（会派）」の設置（現在：8室） ☞ 来客用の「議員応接室」の設置 <p>.....</p> <p>【共用スペース等のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 「更衣ロッカー」の設置 	<p>8人 (局長含)</p>

<p style="text-align: center;">選挙管理委員会事務局</p>		<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞現体制（1事務局）で新庁舎に移行する。 ☞直接市民との関わりが少ないため、「個室」対応とする。 ☞併任職員が、通常時、監査委員事務局・公平委員会の業務を担当しているため、監査委員事務局・公平委員会と同室内の配置とする。 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞執務スペースに「選挙管理委員長」1名分のスペースの確保 ☞他市町村に住民票を置く鹿沼市内居住者（福島県からの避難者等）が、住民票を置く市町村で選挙がある場合、鹿沼市選管で不在者投票をするための「不在者投票スペース」の確保 ☞選挙時に雇用する臨時職員の「執務スペース」の確保 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞選挙時に各部局より動員した併任書記（最大8名）の「作業スペース」の設置 <ul style="list-style-type: none"> …選挙時に可動式パーテーション等により、選管事務室と一体化出来る会議室の配置 ☞期日前投票及び投票日の「投票事務スペース」の設置 <ul style="list-style-type: none"> …1階正面玄関に隣接するスペースに配置 	<p style="text-align: center;">2人 (局長含)</p>
<p style="text-align: center;">監査委員会事務局</p>		<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞現体制（1事務局）で新庁舎に移行する。 ☞直接市民との関わりが少ないため、「個室」対応とする。 ☞業務の性格上、「選挙管理委員会」との連携が可能となるよう同一個室の配置とする。 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞執務スペース内に、各種予備監査や月例協議（会計課）、相談業務などで使用する「打合せスペース」の設置 ☞監査委員2名分の執務スペースは、上記「打合せスペース」内とする。 	<p style="text-align: center;">3人 (局長含)</p>

		<p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 監査資料等「文書保管スペース」の設置 	
農業委員会事務局		<p>【組織のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 現体制（1事務局）で新庁舎に移行する。 ☞ オープンフロアとし、経済部農政課との関連があるため、同フロアの配置とする。 <p>.....</p> <p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ バックオフィス方式とし、窓口カウンターの設置 ☞ 執務スペースに「農業委員会長」1名分のスペースの確保 ☞ 来客用「相談スペース」の確保 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 農業委員等との「打合せスペース」の設置 	6人 (局長舎)

< 関係 部 局 >

部 局	部局の基本的な考え方
環境部	<p>【執務スペースの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 職員が排出するごみの保管スペースの確保 <p>.....</p> <p>【特化した執務スペース・部屋等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 「環境観測器械」を設置するスペースの確保（屋内） ☞ 環境観測機器の「測定管」を設置するスペースの確保（屋外） ☞ 庁舎より集められる廃棄物の集積スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> …ごみ集積車の通路の確保 …洗浄可能とし、排水施設の設置 …分かりやすいごみ分別集積所の形態 <p>.....</p> <p>【共用スペース等のあり方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 「太陽光発電」及び「蓄電池設備」の設置 ☞ 「EV自動車用高速充電設備」の設置 ☞ 「水素ステーション」の設置 ☞ 「雨水利用設備・雨水貯留設備」の設置 <ul style="list-style-type: none"> …雨水流出対策、トイレや散水等に利用 ☞ ダストシュートのような「縦搬送用パイプ」の設置

- ☞清潔で安心して使えるトイレの配置（設備）
- ☞避難所としてのトイレ機能の確保（マンホールトイレの設置）
- ☞災害対策本部となるべきスペース（災害対策室）の設置
- ☞「防災備蓄倉庫」の設置
- ☞災害用貯水槽兼防火水槽の設置
- ☞駐車スペースを広めに取り、安全で止めやすい駐車場の確保
- ☞高齢者・障がい者・妊婦用駐車スペースの確保
- ☞議会（一般質問時）に職員が待機するスペースの確保
- ☞大会議室（302 会議室の 1.5 程度）及び共用会議室の設置
- ☞プライバシーに配慮した相談室の確保
- ☞・書類保管スペースの確保
- ☞授乳室、おむつ替えのスペースの設置
- ☞キッズコーナー（一時預かり所、防犯性を考慮）の設置
- ☞ATM コーナーの設置（庁舎 1 階フロア）
- ☞休憩室（大雨警報などで夜間に待機した時にも休憩できる）の設置
- ☞給湯室付ランチルームの設置
- ☞シャワールームの設置（災害時に対応可能なもの）
- ☞医療室（保健室）及び職員相談室の設置
- ☞各フロアに更衣室（ロッカールーム）の設置